

京都大学生存圏研究所赤道大気観測所利用内規

第1条 京都大学生存圏研究所（以下「研究所」という。）の赤道大気観測所内にある赤道大気レーダーおよびその他の共同利用観測装置（以下、「赤道大気レーダー等」という。）の利用については、この内規によるものとする。

2 前項の赤道大気レーダー等の利用には、赤道大気観測所の敷地内に利用者が観測のための装置を設置して観測を行うこと、および赤道大気レーダー等によって得られた観測データベースの利用も含むものとする。

第2条 赤道大気レーダー等は、熱帯大気に関する光電波観測ならびにこれに関連する研究・教育のために利用することができる。ただし、研究所長（以下「所長」という。）が特に適当と認めた場合は、この限りでない。

第3条 赤道大気レーダー等を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 学術研究を目的とする国内外の研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
- 二 教育を目的とする国内外の研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
- 三 民間の企業・団体に属し、第2条の目的に合致する者
- 四 所長が特に適当と認めた者

第4条 赤道大気レーダー等を利用しようとする者は、所定の利用申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。また、研究代表者以外の利用者(以下「研究協力者」という。)は、利用申請書に明記しなければならない。

2 前条に定める者のうち常勤職員以外の者は、利用申請書の研究代表者となることは出来ない。

3 所長は、第1項の申請に係る赤道大気レーダー等の利用を承認したときは、申請された研究課題に対して赤道大気レーダー観測割り当て時間、その他の制限事項を研究代表者に通知するものとする。なお、不慮の事故・災害等により赤道大気レーダー等の運用が不可能になった場合は、承認を取り消すことがある。

4 第1項の申請に係る利用承認の期限は、当該年度内とし、かつ、研究所が定める赤道大気レーダー等の運用期間を超えることができない。

第5条 赤道大気レーダー等の利用を承認された研究代表者および研究協力者（以下「利用者」という。）は、所長が特に認める場合を除くほか、赤道大気レーダー等を他人に使用させてはならない。

第6条 利用者は、赤道大気レーダー等を当該研究等の目的のため以外に利用することはできない。不正利用が確認された場合、所長はその利用を取り消す。この場合、その不正利用に起因するすべての被害の責任は研究代表者にあるものとする。

第7条 共同利用に伴い明らかな過失または故意により赤道大気レーダー等および赤道大気観測所の装置・設備が故障し、修理の必要が生じた場合、研究代表者が原状回復することとする。

第8条 本学以外の利用者が研究遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、応急措置以外、本学は一切の責任を負わず、当該共同研究者等の所属機関等に対応するものと

する。

第9条 研究代表者は、申請書に記載された事項について変更しようとするときには、研究所が別に定めるところにより、速やかに所長に届けて、又は再申請しなければならない。

第10条 研究代表者は、年度末に共同利用に係る利用結果を所長に報告しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、研究代表者が年度内に赤道大気レーダー等を利用する必要がなくなったとき又は利用資格がなくなったときは、速やかに所長にその旨を届け出るとともに、その利用結果を報告しなければならない。

第11条 利用者は、赤道大気レーダー等を利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、別途定めるとおり赤道大気レーダー等を利用した旨を明記しなければならない。

第12条 利用者が赤道大気レーダー等を利用した研究の成果に基づいて、発明等が生じた場合は、速やかに発明等が生じた事実を赤道大気レーダー全国国際共同利用専門委員会に報告するものとする。なお、利用者が赤道大気レーダー等を利用した研究の成果に基づいて得られた知的財産権は、職務発明として取り扱われ、原則発明者が所属する機関に帰属するものとする。

第13条 赤道大気レーダー等を優先的に利用しようとする場合には、利用者又はこれに代わる者は許可を得なければならない。なお、許可を受けた利用者又はこれに代わる者に、利用に係る経費の一部の負担を求めることがある。

第14条 この内規またはこの内規に基づく定め違反した者、その他赤道大気レーダー等の運営に重大な支障を生ぜしめた者があるときは、所長は、利用の承認を取り消し、またはその者に一定期間赤道大気レーダー等を利用させないことがある。

第15条 この内規に定めるもののほか、赤道大気レーダー等の利用に関し必要な事項は、赤道大気レーダー全国国際共同利用専門委員会の議を経て所長が定める。

附 則

この内規は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月3日専門委員会一部改正)

附 則

この内規は平成20年12月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年12月1日専門委員会一部改正)

附 則

この内規は平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年7月9日専門委員会一部改正)